

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方

○意見募集期間：令和6年12月21日（土）～令和7年1月20日（月）

○提出意見数（意見提出者数）：34者

○意見提出者

【放送事業者等：21者】北海道テレビ放送（株）、（株）フジテレビジョン、朝日放送テレビ（株）、（一社）日本民間放送連盟、（株）テレビ朝日、（株）TBSテレビ、読売テレビ放送（株）、中部日本放送（株）、（株）CBCテレビ、東海テレビ放送（株）、関西テレビ放送（株）、（株）毎日放送、（株）高知放送、（株）鹿児島讀賣テレビ、西日本放送（株）、（株）テレビ東京ホールディングス、日本テレビ放送網（株）、札幌テレビ放送（株）、北海道放送（株）、中京テレビ放送（株）、テレビ大阪（株）

【電気通信事業者：6者】 UQコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、楽天モバイル（株）、ソフトバンク（株）、Wireless City Planning（株）、KDDI（株）

【個人：7者】

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
1. 「はじめに」に関する意見	
<p>○ 電波利用料の見直し時期については、過去、令和元年度（2019年度）に1年前倒しでの見直しとなりました。電波利用料の見直しは、放送事業者の経営計画に大きな影響を与えることから、今後とも3年ごとの見直しの方針を維持されるよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】 ほか同旨4件 (株式会社フジテレビジョン、株式会社TBSテレビ、 西日本放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波利用料の見直しについては、電波法の規定に基づき、少なくとも3年ごとに行っています。</li> <li>・ 今回の見直しに当たっては、令和5年11月から令和6年8月まで開催されたデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会において行った関係事業者のヒアリングや意見募集等を経てとりまとめられた同懇談会報告書（同月公表）を踏まえて行うもので、前回の見直しから3年での見直しとなっております。</li> </ul>
<p>○ かつてあったような唐突な電波利用料の料率改定は、様々な免許人に与える影響も考えられることから、料率改定の際は、免許人の意見を十分に聞くよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、電波利用料の見直しを行う際には、従前と同様、有識者会合等のオープンなプロセスを通じて検討することが必要と考えており、引き続き免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいります。</li> <li>・ なお、令和元年度における電波利用料の見直しについては、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）及び電波有効利用成長戦略懇談会報告書（平成30年8月公表）に基づき、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施したもので、令和元年度から令和3年度までの3年間に適用する電波利用料の料額を定めたものです。</li> </ul>

○ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会において携帯電話事業者等  
がご説明した事項が一定程度反映されたものと理解しています。

一方で、将来の IoT 契約数の伸びを見据えた端末に係る電波利用料の在り方  
や BWA に係る電波利用料の在り方については引き続き検討が必要であり、近い  
将来これらの課題がより顕在化していくと想定されることから、次回の料額算  
定の検討において抜本的な見直しに向けた議論が必要であると考えます。

また、現状は主に携帯電話事業者が負担する包括免許や広域使用電波に係る  
電波利用料が総額の大半を占めています。昨今の携帯電話の社会インフラ化を  
踏まえれば、携帯電話事業者の負担は今後も増加していくと想定されますが、  
周波数の有効利用の観点からは携帯電話事業者が基地局を設置するインセンテ  
ィブが働くような制度設計が効果的であることから次回の料額算定の検討にお  
いて後述する算定方法の抜本的な見直しに向けた議論が必要であると考えま  
す。

なお、当社プレゼンでご説明させていただいた、同一端末で LTE・5G サー  
ビスと衛星通信サービスを利用する場合の電波利用料の二重負担に関する問題  
については令和 6 年総務省令第 113 号による電波法施行規則の改正により手当  
てがなされたものと認識しています。

【ソフトバンク株式会社】  
ほか同旨 1 件  
( Wireless City Planning 株式会社)

・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

・ 今後、電波利用料の見直しを行う際には、従前と同様、有識  
者会合等のオープンなプロセスを通じて検討することが必要と考  
えており、引き続き免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いす  
る機会を確保してまいります。

・ なお、携帯電話用の電波を使用する衛星ダイレクト通信に係  
る電波利用料については、デジタルビジネス拡大に向けた電波政  
策懇談会報告書を踏まえ、無線局（基幹放送局を除く。）の開設  
の根本的基準等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 113  
号）において規定の整備を行っております。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (1) 「a群」と「b群」への分類に関する意見（歳出・歳入に関する意見）	
<p>○ 無線LANの帯域拡張など、免許不要局の増加が見込まれる一方、既存の免許局は周波数共用等による大きな負担と制約を受けています。行政が免許不要局の更なる導入や帯域拡張を進めるのであれば、免許不要局にも相応の電波利用料を課す等、受益者全体で負担する制度の導入が不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、免許不要局から電波利用料を徴収することについては、免許局との電波利用の受益の差や対象範囲の特定、実効的な徴収方法等の課題が多いため、今後、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していく必要があるものと考えます。</li> </ul>
<p>○ 周波数再編アクションプラン等に沿って、無線LANの帯域拡張やV2X導入などの検討が進められており、普及や利便性の観点から、免許不要局としての導入が検討されています。免許不要局の増大により、既存の免許を要する無線局との周波数共用の提案、検討が顕在化していますが、これは放送事業者の無線局に対して、影響や制約を及ぼしかねません。</p> <p>そのため、免許を必要とする無線局を持つ事業者のみが電波利用料を負担するのではなく、免許不要局も相応の電波利用料を負担する新しい仕組みを併せて検討頂くことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	
<p>○ 免許不要局やその製造・供給等により利益を得る関係事業者は、無線利用の便益を享受する一方で、無線利用に伴う責務を果たしていません。免許不要局にも相応の電波利用料を課し、機器販売の時点で徴収するなどの制度が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p>	

○ 地上テレビ放送局は、信頼できる情報を地域住民に届けるネットワークインフラであると同時に災害時のライフラインとして重要な役割を担っています。情報入手の手段はネットも含め多様化していますが、地域社会において地上テレビ放送が届ける身近で安全安心な生活情報へのニーズは今なお大きく、当社も防災、減災報道を強化し、日々の暮らしに欠かせない情報を充実することで地域の発展や課題解決に取り組んでいます。

北海道の地上テレビ放送局は国土の22%を占める広大なエリアにおいて、親局、6局の基幹局、多数の中継局および道内専用回線で放送ネットワークを構成し全道をカバーしています。地上テレビ放送局の電波利用料負担を軽減することは、ローカル局の経営基盤強化という放送政策上の課題に応えることにもなります。地上テレビ放送局の電波利用料負担を軽減することを引き続き希望します。

【北海道テレビ放送株式会社】

○ 電波利用料の総額は1993年の制度施行から約10倍に増大しており、まずは総額抑制を求めます。また、歳入が歳出を上回る場合には次年度以降に繰り越して充当すべき。

【株式会社フジテレビジョン】

ほか同旨2件

(株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京ホールディングス)

○ 2019年の料額改定において、電波利用料の総額規模が約620億円から約750億円に2割超も拡大しており、今回の見直しにおいて、これをそのまま据え置く方針には賛成できません。民放連が繰り返し意見表明しているとおり、電波利用共益事務を不断に精査して総額を抑制し、無線局免許人の負担を軽減すべきです。

【一般社団法人 日本民間放送連盟】

ほか同旨15件

(北海道テレビ放送株式会社、朝日放送テレビ株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、東海テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、株式会社高知放送、西日本放送株式会社、株式会社テレビ東京ホールディングス、日本テレビ放送網株式会社、札幌テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社)

・ 次期の電波利用料の総額規模については、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、現在の規模を超えない程度とすることが適当とされたものです。

・ 今後とも、電波利用共益費用の節減・削減等の見直しを行うこと等により、免許人等に過度な負担が生じないように努めてまいります。

・ また、原則、各年度の歳入と歳出を一致させることが適当であると考えます。歳入・歳出の累積差額については、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、必要に応じて予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てるものとしてされており、引き続き突発的な必要性が生じた施策への活用等の検討を行ってまいります。

○ 総務省は電波利用料について「電波利用のための共益費用」と説明しており、そうであるなら歳入・歳出は一致させるべきだ。

しかし、現状では無線局の免許人などから徴収したものの、使い残され積み上がっている電波利用料の余剰金は 2023 年度末までで 686.5 億円に上っている。

このような状況がある中、電波利用料の歳入・歳出の規模の在り方について考え直すべきではないか。ただし「真に必要な事務」に対してのみ、使われるべきであるのは言うまでもない。

【読売テレビ放送株式会社】

○ 総額規模を抑える方向性については賛同しますが、750 億円を基準とせず、更なる抑制に努めることを希望します。

当社は、これまでも「北海道は国土の 22% を占める広大な地域である。この地域に放送を届けるため、テレビ 157 局、ラジオ 18 局もの送信所を維持して、エリアをカバーしている。このため、既にエリアの経済力から考えて過大と思える電波利用料を負担している。3 年ごとの見直しで制度が変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不安定要素となりかねないため避けるべき」と述べてきました。

民放ローカル局は基幹放送メディアとして、地域住民の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして住民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担い、日々、地域住民に必要な情報を届けています。

地域情報の担い手であるローカル局において電波利用料の負担が増え、経営を圧迫することとなれば、放送の多様性・多元性・地域性の確保に逆行するものと考えます。現在、放送インフラに係る費用を低減するための選択肢として、中継局共同利用の検討が進んではいますが、実際にそのメリットを享受するには時間を要すると考えています。その間にも放送は継続しなければなりません。

従って、電波利用料の料額は、総額規模を抑制し、エリアの特殊性も十分に考慮した上で、全ての無線局免許人の負担軽減を図っていただくよう改めて強く要望いたします。

【北海道放送株式会社】

<p>○ 電波利用料の総額について、現在の規模を超えない程度としたことは適当です。</p> <p>無線局免許人の負担軽減のため、さらなる抑制に努めていただくとともに、ブロードバンド代替などの放送インフラの維持、強靱化等、新たな施策について余剰金の積極的活用も含め検討していただきますようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前段の御意見については、賛同意見として承ります。</li> <li>・ 後段の御意見については、今後とも、電波利用共益費用の節減・削減等の見直しを行うこと等により、免許人等に過度な負担が生じないように努めてまいります。また、原則、各年度の歳入と歳出を一致させることが適当であると考えます。歳入・歳出の累積差額については、電波法第 103 条の 3 第 2 項の規定に基づき、必要に応じて予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てるものとするとしており、引き続き突発的な必要性が生じた施策への活用等の検討を行ってまいります。</li> </ul>
<p>○ 放送は、災害情報の提供をはじめとして、国民の生命・財産の安全確保に大きな役割を果たしています。</p> <p>年々、自然災害が激甚化する中、地上波ネットワークの耐災害性強化に関する支援を拡充することは適当であり、この財源を電波利用料の用途とすることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 ほか同旨 1 件 (西日本放送株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、賛同意見として承ります。</li> </ul>
<p>○ 日本は災害大国であり、国の財産である電波を使用する事は、国民の生命やあらゆる財産を守ることに等しいと考えます。テレビ中継局も携帯基地局同様に、強靱化対策の対象とし、被災時の復旧についても財源を活用できるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】 ほか同旨 1 件 (株式会社毎日放送)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書を踏まえ、今回の見直しにおいて追加しようとしている災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業については、電波法の規定に基づく地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業と同様に、災害前に関する補助として検討しております。</li> </ul>
<p>○ 自然災害が年々、激甚化・頻発化する中、国民・視聴者に途切れることなく、確実に情報を届け続けるためにも、放送局の電波の送信網を「社会インフラ」の一つとして位置付け、a 群の「災害時における強靱化対策事業」に「携帯電話基地局」に加え「放送中継局」も明記し、中継設備強靱化のための補助率を上げるなど、現在より更に使いやすい制度にしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	

<p>○ 電波利用共益事務として当該支援事業を追加することに賛同。  <b>【株式会社フジテレビジョン】</b>  同旨 1 件  (西日本放送株式会社)</p> <p>※当該支援事業とは、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、賛同意見として承ります。</li> </ul>
<p>○ 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書の提言を踏まえ、電波利用共益事務として当該支援事業を追加することは妥当です。これは条件不利地域等における放送の維持の観点から、国民視聴者の利益に適うものです。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</b>  ほか同旨 4 件  (読売テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島讀賣テレビ、日本テレビ放送網株式会社、中京テレビ放送株式会社)</p> <p>※当該支援事業とは、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を指す。</p>	
<p>○ 基幹放送事業者は中継局を整備し国民視聴者に安全・安心のための情報を届ける役割を果たしていますが、放送事業者を取り巻く経営環境が厳しくなる中、放送ネットワーク維持のための効率化は必須課題となっています。</p> <p>そうした中、小規模中継局等のブロードバンド等による代替は、放送事業者の責務を果たしていくための選択肢の幅を広げる施策であるため、【a 群】への追加は国民視聴者の利益につながるものと考え、賛同します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【株式会社テレビ朝日】</b></p>	
<p>○ 電波利用料を財源とする【a 群】電波の利用価値の向上につながる事業として追加される「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」については、条件不利地域等における放送の維持の観点から視聴者の利益に適うものであり賛同いたします。また、代替のために発生する中継局撤去費用等を含めて幅広い支援を要望します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【北海道テレビ放送株式会社】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、賛同意見として承ります。</li> <li>・ なお、地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に関するご要望等については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

○ 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書の提言を踏まえ、電波利用共益事務として当該支援事業を追加することは妥当です。ただし、その代替促進手段はブロードバンド「等」と記載されているように、ケーブルテレビ等による代替もあるのではないかと考えます。代替手段においては、各地域の事情に適したものを選択することが、国民視聴者の利益に適う方法であると考えます。

当該支援事業に関しては、新たな設備投資費用だけでなく、地域住民への説明に関する費用や各地域総合通信局の協力、代替される既存中継局の撤去費用等にも考慮・適用されるべく、要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

※当該支援事業とは、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を指す。

○ 次期（令和7～9年度）において、当該事業が追加されたことは妥当です。ブロードバンド等代替の実施にあたっては、自治体・住民を対象とした説明会等に要する費用、代替手法提供事業者や放送事業者の設備整備費用、住民世帯の回線利用に係る初期費用・維持費用、不要となる中継局等の撤去費用等への継続的な支援を強く要望します。

【中部日本放送株式会社】

ほか同旨1件

（株式会社CBCテレビ）

※当該事業とは、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を指す。

○ 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書に基づき「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務として実施することは大いに評価できます。テレビ放送事業者は、ブロードバンド等による代替を含めて中継局共同利用に向けた施策を検討していますが、これに電波利用料財源を活用することは、周波数の有効活用に寄与するとともに情報のライフラインであるテレビ放送の継続性にもつながり、ひいては国民にとって有益になると考えられます。電波利用料財源の活用にあたっては、すべてのテレビ放送事業者が今後もテレビ放送を安定して国民に提供できるよう、地域特性なども含めて配慮する必要があると考えます。

【東海テレビ放送株式会社】

<p>○ 電波の利用価値向上につながる事務として「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」を実施することに賛同します。世帯カバー率の低い小規模中継局をBB等に代替促進することは、電波の有効利用に資するものと考えます。事業実施の際には、代替手段に移行する免許人の負担が軽減されるよう実効性のある支援を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」は、ブロードバンド（IPユニキャスト・IPマルチキャスト）だけでなくケーブルテレビも選択肢とされていることから、放送事業者がいずれの選択をした場合にもフラットに支援が適用される制度を要望します。</p> <p>またその用途は、新たな設備投資に対する費用だけでなく、既存の中継局設備の撤去費用、代替に係る住民合意に関する費用や、代替後の運用に係る経常的な費用等、対象を広く構えたものであることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ さらに、ブロードバンド代替に限らず、離島などの条件不利地域における送信設備の維持、強靱化について幅広く支援していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	
<p>○ ブロードバンド等による代替を電波利用共益事務とし、その費用のために電波利用料を使用することは賛同します。電波利用共益事務として、ブロードバンド代替等を促進することは、地上放送事業者の費用負担の軽減につながるものが前提です。代替の判断材料として、具体的な拠出規模・対象等を速やかに明らかにするよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	
<p>○ 電波利用共益事務に地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替支援事業が含まれることについては、当該代替策が放送事業者の経営の選択肢となり、結果、安定して放送が維持されることにより視聴者への利益にもつながると思われるため、賛同します。</p> <p>ただし、地域事情によりそれを活用する時期に違いが出る可能性があることから、一時的ではなく将来にわたり永続的に支援が行われることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	

<p>○ 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替支援事業は、条件不利地域等においても放送を継続する観点から、重要な意義があります。</p> <p>この代替は放送インフラ維持費用の軽減が目的であり、視聴者に不利益が生じないことも重要です。地域事情に合わせ、柔軟に対応できる支援事業として制度化されることを強く要望します。必要に応じて、支援を拡大していくことも検討するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】 ほか同旨 1 件 (株式会社 TBS テレビ)</p>	
<p>○ 電波利用料は、電波政策懇談会報告書にもある通り、費用の節減・削減を図りながら進めるべきと考えます。その用途については電波の有効利用に資する必要最低限のものに留めるべきと考えます。電波利用共益事務全般について、歳入額と歳出額のバランス等も考慮しながら、電波利用料を負担する免許人にとって納得感のある電波利用料の活用・用途を希望します。同時に、電波を利用するユーザー、ひいては国民全体にとっても有益であり、免許人、特により周波数を使っているシステム・領域（携帯電話）に対して還元されるような仕組みを希望します。</p> <p>具体的には、Beyond 5G の早期実現に資する研究開発の促進、携帯電話等エリア整備事業の充実、および電波の安全性に関する取組等への更なる支援、携帯電話に係る災害対策復旧費用への補填が実現されるよう希望します。</p> <p>また、電波利用料の低減に向けて、DX 推進により電波利用共益事務の簡略化、効率化を図ることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 N T T ドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期の電波利用料の総額規模については、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、現在の規模を超えない程度とすることが適当とされたものです。</li> <li>・ 今後とも、電波利用共益費用の節減・削減等の見直しを行うこと等により、免許人等に過度な負担が生じないように努めてまいります。</li> <li>・ また、今回の見直しにおいて、同懇談会報告書を踏まえ、本具体化方針（案）に示したとおり、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業を電波利用共益事務として追加することを検討してまいります。</li> </ul>

○ 電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、当該事務の受益者である免許人等全体で負担するものであり、電波の適正利用確保のために不可欠なものに限り利用することを趣旨とすることから総費用の抑制に努めるべきであるため、現在の総費用を超えない程度とする方向性が維持されたことは適切と考えます。

しかしながら、直近3か年は歳出が歳入を上回る状況が続いているため、電波の利用状況や技術進展等の環境変化を踏まえつつ適時適正化していくことが必要であると考えます。

また、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書に記載の通り、総務省において条件付オークションの導入に必要な制度整備や運用方式についての検討を行っており、条件付オークションは周波数の経済的価値を踏まえた割当て手法を導入するという趣旨の下、検討が進められてきていますが、電波利用料のa群についても電波の経済的価値を勘案した使用料の概念を導入する趣旨で導入されたと認識しています。電波利用料および条件付オークションによる経済的な価値相当額、いずれも通信事業者が負担することとなり、両制度はいずれも経済的価値の反映を目的としていることから、事業者に二重の負担が生じることのないよう控除措置を入れる等、両制度間の整理を図ることが必要と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

ほか同旨1件

(Wireless City Planning 株式会社)

- ・ 前段の御意見については、賛同意見として承ります。
- ・ 歳入・歳出の累積差額については、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、必要に応じて予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てるものとしてされており、引き続き突発的な必要性が生じた施策への活用等の検討を行ってまいります。
- ・ 後段の御意見については、条件付オークションの導入に必要な制度整備の中で検討してまいります。
- ・ なお、電波利用料については、電波利用共益費用のうち、電波の利用価値の向上につながる事務に係る費用（a群）について、使用する電波の利用価値を勘案して料額算定を行うものです。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
<b>2. (2) 「a群」に係る金額に関する意見</b>	
<p>○ ひっ迫帯域へ過度に経済価値を反映させることは、電波利用料の共益費としての位置づけにそぐわない。今後とも制度の本質から逸脱しない運用を求める。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、料額算定に係る基本的枠組みは維持することが適当とされていることを踏まえ、電波の利用価値の勘案に当たっては、前回の見直しと同様の方法によることとしております。</li> <li>・ 具体的には、電波利用共益費用のうち、電波の利用価値の向上につながる事務に係る費用（a群）について、使用する電波の利用価値を勘案して料額算定を行うものです。</li> </ul>
<p>○ 有限希少な国民の共有資源である電波の有効利用の観点から、事業者の設備投資や消費者料金へ影響を与えないよう、事業者負担の軽減については引き続き考慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後とも電波利用共益費用の節減・削減等の見直しを行うこと等により、免許人等に過度な負担が生じないように努めてまいります。</li> </ul>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
<b>2. (3) 「b群」に係る金額に関する意見</b>	
<p>○ 今後の周波数の割当等による影響を踏まえて、必要に応じた料額見直しの実施を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波利用料の見直しについては、引き続き、電波法の規定に基づき、少なくとも3年ごとに、電波利用料の適正性の確保の観点から必要に応じて実施してまいります。</li> </ul>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第1段階（周波数帯域ごとの配分）に関する意見	
<p>○ 現在の算定方法では携帯電話事業者が周波数の有効利用を追求するほど、当該事業者の電波利用料の負担が増加することとなります。電波利用料の用途は今回の見直しにおいて、「基幹放送の小規模中継局のブロードバンド等による代替等」が追加されたように負担の割合に関わらず様々な分野に活用することもあるため、総額が維持される前提の下特定の業種の負担のみが増加し続けることがないよう制度の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>例えば、電波利用料のb群は端末の普及を促進するインセンティブとして端末が一定数に達した場合でも追加負担を求めないよう上限額が設定されていますが、a群においても同主旨のインセンティブを設定することや、複雑な料金体系となっている利用料制度全般を抜本的に見直しより適正な負担となるようa群への一本化を行う等の見直しを行うことも効果的と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】 ほか同旨1件 (Wireless City Planning 株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、今回の見直しにおいては、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書を踏まえ、電波利用料の用途として、ご指摘の地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業のほか、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業も追加することを検討してまいります。</li> </ul>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
<b>3. 「a 群」の第2段階（無線システムごとの配分）に関する意見</b>	
<p>○ 「テレビジョン放送」への1/4の特性係数は適切。現在1/2の「マイクロ固定（放送）」も、災害時等の放送に必須な手段であり、1/4の特性係数が採用されてしかるべき。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前段の御意見については、賛同意見として承ります。</li> <li>・ 今回の見直しにおける特性係数については、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、維持することが適当とされていることを踏まえ、前回と同様のものとしております。</li> </ul>
<p>○ 当社をはじめテレビ放送事業者が保有する 1.2GHz/2.3GHz 帯 F P U はマラソン・駅伝といったロードレース中継や報道中継、非常災害時の伝送手段として活用されています。しかしながら、その電波利用料は我々が保有する他の移動局、固定局と比較して極端に高額なため、同 F P U を維持していくことが困難になることが想定されます。このままではロードレース中継や報道中継などの番組制作に支障をきたすこととなり、国民にとって大きな不利益につながることから、同 F P U の電波利用料の負担軽減を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p style="text-align: right;">ほか同旨 8 件</p> <p style="text-align: center;">（株式会社フジテレビジョン、朝日放送テレビ株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社テレビ朝日、株式会社 T B S テレビ、読売テレビ放送株式会社、西日本放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において、2.3GHz 帯のダイナミック周波数共用に関しては、現行制度に加えてその電波利用料の減免などは行わないことが適当とされるとともに、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、料額算定に係る基本的枠組みについては維持することが適当とされております。</li> </ul>
<p>○ さらに、この周波数帯域は他の無線システムとの共用を行っており、電波の有効利用に大きく寄与していることから、負担軽減の対象として検討に値すると考えます。同 F P U の電波利用料の負担軽減を重ねて強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p style="text-align: right;">ほか同旨 3 件</p> <p style="text-align: center;">（株式会社フジテレビジョン、株式会社 T B S テレビ、西日本放送株式会社）</p>	
<p>○ すでにかなり高額の 1.2/2.3GHz 帯 F P U の電波利用料については、周波数共用システムの導入にも拘らず、前回（2022年）の見直しにおいて増額となりました。電波の有効利用は大変重要ですが、実際、共用により歳入も増加することを鑑みれば、有効利用を推進するために協力する既存1次利用者に対するインセンティブの検討は不可欠であり、電波利用料の減免実施を改めて強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第3段階（無線局ごとの配分）に関する意見	
<p>○ 現行制度のテレビジョン放送料額区分（2kW以上10kW未満）では、中京・近畿広域圏に同額（105,833,900円）が設定されていますが、親局送信所（ともに3kW）のサービスエリア世帯数を比較すると、中京広域圏は近畿広域圏の約5割であるため、その比率に応じた料額設定として頂きますよう強く要望します（中京広域圏の負担軽減）。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 ほか同旨2件 (株式会社CBCテレビ、東海テレビ放送株式会社)</p>	<p>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 原案の「使用する電波の利用価値が、広域圏で放送を行っているかどうかで大きく異なる」ことについては理解します。しかしながら広域圏の中でも関東・近畿・中京それぞれの地域では親局のカバー世帯数に大きく差があるため、電波の利用価値も異なります。中京広域圏親局の電波利用料は、世帯数単価（電波利用料/世帯数）で比較すると広域圏の中で割高であるため、中京広域圏親局の電波利用料を値下げすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 「電波の利用価値が、広域圏で放送を行っているかどうかで大きく異なると認められるため」とありますが、これに該当し、同出力区分するのは近畿広域圏と中京広域圏であり、特定地域として区分されています。（特定地域＝岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域）</p> <p>しかしながら、近畿広域圏と中京広域圏は総人口にして約2倍の差があり、これらを同一の金額として取り扱うことは電波の利用価値の評価として著しく均衡を欠き、妥当とは考えられません。このような結果を招く区分は適切ではないと考えます。合理的な説明が必要と考えます。「大きく異なると認められる」とされた根拠についても説明が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
<b>3. 広域使用電波に係る料額（無線システムごとの配分）に関する意見</b>	
<p>○ 電波利用の料額算定について、今後も電波利用の状況を踏まえて適切に見直しが実施されることが重要であり、現行における無線システム毎でMHzあたりの単価に開きがあることも踏まえ、事業者負担額の見直しについて継続検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ 今後も、電波利用料の料額の見直しを行う際には、従前と同様、有識者会合等のオープンなプロセスを通じて検討する免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいります。</li> </ul>
<p>○ 事業者が事業計画への具体的な影響を予見できるよう、また、制度の透明性、適正性確保の観点から、意見募集の時点において、算出根拠についても明示いただく必要があると考えます。</p> <p>仮に、事業者の利用料負担増となる場合、事業者の設備投資に影響が発生し、5Gのエリア展開やミリ波帯の導入促進、新技術導入や事業者独自の災害対策への足かせとなる懸念があるため、事業者における負担軽減を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、電波利用料の料額については、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、基本的枠組みについて維持することが適当とされております。</li> </ul>
<p>○ 「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」によれば、「5Gの通信基盤をさらに強化し、利用者が「5Gならではの」携帯電話サービスを実感できるようにすることは、携帯電話事業者の社会的責務であり、インフラ整備を支援することは国の責任である」とされており、5Gのうち、特にサブ6帯においては、サブ6展開率といった新たな整備目標が設定され、更なる普及促進が求められているものと理解しております。その情勢下において、従来の3.6GHz以下に重く比重を置いた周波数帯域ごとの配分を本改正により見直した場合、a郡のサブ6帯の利用料額が実質大幅に増額する可能性が高く、その場合サブ6への投資の抑制につながりかねず、上記の目的に反するものと考えます。従いまして、サブ6帯の利用料額が増額とならないように料額の設定については慎重に検討をすべきと考えます。なお、仮に増額せざるを得ない場合においても、同様の理由から、個々の携帯電話事業者において、従来の利用料額の総額を超えるべきではないと考えます。</p> <p>また、携帯電話事業者の電波利用料による歳入は、携帯電話事業の支援に利用されるべきと考え、万が一携帯電話事業者全体としての電波利用料が増額となる場合には、携帯電話業界に対する補助事業に充当されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、電波利用料については、電波法において無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てることと規定されており、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において、既存の電波利用共益事務については基本的な方向性を維持しつつ、これに要する費用の節減・削減等の必要な見直しを行った上で、着実に進めていくことが適当とされております。</li> </ul>

○ BWA は LTE (4G)、5G の導入に伴い、携帯電話との間に技術的な差異がなくなり (TD-LTE・5G と BWA の技術基準は実質的に同等)、キャリアアグリゲーションによりスマートフォン等で携帯電話とシステムの分け隔てなく一体的なサービスを提供しています。しかしながら、BWA と携帯電話では、特性係数の適用により帯域料金単価に大きな差分が存在することから、一体的なサービス提供の実態を踏まえ、BWA 制度の在り方の検討と合わせて BWA 帯域料金の特性係数について議論を開始すべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

ほか同旨 1 件

( Wireless City Planning 株式会社)

- ・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
- ・ なお、a 群に係る金額の各無線システムへの配分は、原則としてその割当周波数幅に基づき行いますが、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものがあることから、割当周波数幅に特性係数を乗じるものであり、その適用の検討に関しては、有識者会合等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えます。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
4. 「b 群」に係る金額の計算方法に関する意見	
<p>○ 「極めて稠密に利用しているとする無線局数に相当する金額（上限額）」については、電波利用料の見直しの都度、最新の割当て状況や無線局数の状況を反映することが適切であることから、今回の次期電波利用料の料額算定の際にも、最新の値での再度計算を行う等の措置を実施すべきと考えます。</p> <p>また、当社がデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会等でご説明しました通り、現行の上限の設定方法ではIoT端末（モジュール）が増加した場合、収益性の低いIoTで電波利用料を負担する割合が増加するため、電波利用料がIoTのさらなる普及に足かせとなることが懸念されます。よって、次期算定の検討において、将来のIoT契約の伸びを見据えた端末に係る電波利用料の抜本的な見直しが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】 ほか同旨1件 ( Wireless City Planning 株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ 今後とも、電波利用料の算定方法については、継続的に検討してまいります。</li> </ul>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
<b>5. (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮に関する意見</b>	
<p>○ 激変緩和措置の上限を従前と同様の2割に引き下げたことは妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】 ほか同旨1件 (株式会社毎日放送)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、賛同意見として承ります。</li> </ul>
<p>○ 激変緩和措置を含め、料額算定の基本的な枠組みを維持したことは、料額の継続性・安定性や予見可能性の観点から妥当です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 ほか同旨5件 (株式会社TBSテレビ、東海テレビ放送株式会社、株式会社テレビ東京ホールディングス、日本テレビ放送網株式会社、札幌テレビ放送株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、賛同意見として承ります。</li> </ul>
<p>○ しかしながら、仮に料額が2割増加すれば当該免許人に大きな影響が及ぶため、より低い上限の設定を検討いただくとともに、料額の増加はできる限り避けるよう配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】 ほか同旨3件 (株式会社高知放送、西日本放送株式会社、テレビ大阪株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、料額が大幅に増加する場合への配慮については、総額規模が2割以上の増となる場合の増加率上限が5割、それ以外の場合の増加率上限が2割というこれまでの例を踏まえ、今回の見直しにおいては総額規模を前回同様としていることから増加率上限を2割としており、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書においても料額算定に係る基本的枠組みについては維持することが適当とされております。</li> </ul>
<p>○ 激変緩和のために一定の水準を設けることは妥当と判断しますが、見直しのたびに「2割程度」という考えのもとで料額改定が行われるとするならば、結果的に経営上の不安定要素となることになりありません。今後も国民のライフラインとしての無線利用を担う事業者の経営に十分な配慮がなされ、「2割程度」ならば良いという判断がなされないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	
<p>○ しかし、そもそも「2割程度」という増加幅が激変緩和措置として適切であるか否かについては、制度の透明性と妥当性確保のためにも、改めて精緻な議論が行われ合理的な根拠が明示されるべきと考えます。</p> <p>今後も民間放送事業者が国民に対し信頼性の高い情報を提供し、地域経済や文化の活性化に貢献する社会的役割を継続するためにも、電波利用料の負担が過大とならぬよう適切な配慮を改めて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、料額が大幅に増加する場合への配慮については、総額規模が2割以上の増となる場合の増加率上限が5割、それ以外の場合の増加率上限が2割というこれまでの例を踏まえ、今回の見直しにおいては総額規模を前回同様としていることから増加率上限を2割としており、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書においても料額算定に係る基本的枠組みについては維</li> </ul>

<p>○ ただし、その増加分を想定し、一定の水準を2割程度としたことは賛同できません。この2割程度とした意図・根拠が不透明です。</p> <p>2019年の電波利用料改訂では、3年ごとの見直しが1年前倒しとなり、電波利用料の負担が大幅に増えた経緯があります。電波利用料の変更は、免許人の経営に大きな影響を与えます。総務省は電波利用共益事務の費用抑制と併せて、電波利用料の負担と受益の適正性を精査し、激変緩和措置を含む料額を極力抑制するよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>持することが適当とされております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、電波利用共益費用の節減・削減等の見直しを行うこと等により、免許人等に過度な負担が生じないように努めてまいります。</li> </ul>
<p>○ 今後も激変緩和措置の水準を引き上げないよう要望。2019年度の見直しで、唐突に「5割程度」に引き上げた恣意的な運用は制度の安定性を欠いたと認識。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、料額が大幅に増加する場合への配慮については、総額規模が2割以上の増となる場合の増加率上限が5割、それ以外の場合の増加率上限が2割というこれまでの例を踏まえ、今回の見直しにおいては総額規模を前回同様としていることから増加率上限を2割としており、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書においても料額算定に係る基本的枠組みについては維持することが適当とされております。</li> </ul>
<p>○ 歳入・歳出の不均衡が是正されていることは評価しますが、今後とも均衡が維持されると共に、仮に歳入が歳出を大きく上回る事態が生じた際には、繰越の措置も含めた施策が検討されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送株式会社】 ほか同旨1件 (日本テレビ放送網株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ 歳入・歳出の累積差額については、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、必要に応じて予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てるものとするとしており、引き続き突発的な必要性が生じた施策への活用等の検討を行ってまいります。</li> </ul>
<p>○ 増大する無線局の状況を勘案した、適切な料額算定を引き続き希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波利用料の料額について見直しを行う際には、従前と同様、有識者会合等のオープンなプロセスを通じて検討し、適切な算定を行ってまいります。</li> </ul>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
<b>その他意見</b>	
<p>○ 電波の更なる有効利用を促進するため、電波利用料を負担した業界の発展や通信インフラの充実に資する施策に有効に活用されることで、国民が享受できるようにすべきであると考えます。具体的には、時代や技術の進展に合わせ、携帯電話等エリア整備支援の制度整備や対象の拡大（陸上局のほか海・空・宇宙等）について希望します。特に条件不利地域等へのエリア展開を事業者に求められる際には、政策的支援の充実・拡大、加えて電波利用料がより効果的かつ能率的に使用されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・ 電波利用共益事務が無線局全体の受益を直接の目的とする事務であることを踏まえ、有識者会合等オープンなプロセスを通じて電波利用共益事務の見直しを行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 電波政策の動向（オークション論議等）を勘案した、適切な利用料の負担（負担元、負担額）について検討いただくことを希望します。</p> <p>オークション収入の使途については、5G エリア展開の促進支援、不感地エリア対策補助、携帯電話に係る災害対策復旧費用への補填等への活用を検討いただき、電波利用料のあり方を含めた見直し等、事業者における負担軽減を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>・ 条件付オークション収入と電波利用料の負担の在り方等については、条件付オークションの導入に必要な制度整備の中で検討してまいります。</p>
<p>○ 今後、5G の割当てに向けた周波数オークションの導入が想定されており、入札価格の高騰防止策が適切にとられるものと考えますが、周波数割当てを受けの際に携帯電話事業者が負担するコストの増加が懸念されます。</p> <p>新たな帯域における電波有効利用を促進する観点から、電波利用料、特定基地局開設料、周波数オークションにおける入札金額等の徴収の在り方および当該財源の適切な活用方策について、今後適切なタイミングにて改めて大局的な視点での議論が実施されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
<p>○ 電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等にその使用に応じた負担を求めるものと理解しております。</p> <p>一方、携帯電話システムは社会を支える基盤の一部となっている状況であり、さらなる通信品質の改善や急増するトラヒックに対応するために今後も無線局を開設していくことになるものと想定されるため、電波の有効利用の促進の観点からも、電波利用料の総額自体や負担割合の見直しは適時適切に実施されていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>・ 電波利用料制度の見直しについては、電波法の規定に基づき少なくとも3年ごとに実施するとともに、有識者会合等オープンなプロセスを通じて検討することが必要であると考えており、免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいります。</p>

○ 次期における電波利用料の見直しに関して、令和6年8月に取りまとめられた「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書(以下「報告書」)を踏まえ、次期電波利用料の料額算定における考え方について、今回の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」を作成されていますが、報告書の提言(見直しポイント)をより反映し下記のような考え方を追加した方が、将来を見据えた電波の有効利用を促し望ましいと考えます。

(特に、470MHz超 3.6GHz以下の周波数帯域には、強いひっ迫状況が生じていることから、利用ニーズに見合うだけの周波数帯域の拡張や無線システムの導入が困難な状況が続いている、と提示された喫緊課題を速やかに改善する周波数再編等の為)

1、報告書の概要(電波利用料制度に係る部分に限ります。)の図表1に、「携帯電話基地局等の耐災害性強化」や「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務としての実施を検討することが適当、と追記されたことから「ブロードバンド等による代替促進」の実現に向け具体的な算定条件を追加する。

(現行(令和4~6年度)から、次期(令和7~9年度)に向けた今回の見直し機会が、速やかに課題改善する最適タイミングと考える為)

2、上記1の考え方を反映して、「図表6 無線システムにおける特性の勘案」に、下記のような具体的算定条件(例)を追加する。

キ 固定地点間等の無線通信でブロードバンド等による代替が可能なもの 【×2】

代替可能な地域と、それ以外の地域の代替環境(可能性)を勘案

3、「図表5 無線システム(広域使用電波以外)と特性係数」に関して、下記の無線システムの特性係数の区分(図表6参照)に、上記2の考え方(特性係数)を追加し見直しする。

テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ⇒ ウ、エ、キ 1/4 × 2 ⇒ 1/2

マイクロ固定(放送) 1/2 ウ ⇒ ウ、キ 1/2 × 2 ⇒ 1

上記のような考え方を導入することで、マイクロ固定に関しては、放送も(ブロードバンド等による代替が可能地域では)、通信と同等条件としていく。

またテレビジョン放送に関しても、日本の地理的条件(特に陸の国境のない環境)を考慮すると、近隣国の放送等の業務に対し有害となる混信が(他国と比

・ ご指摘の電波利用料の用途については、本具体化方針(案)図表2のとおり、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業及び地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業の追加を行うこととしており、ご指摘の特性係数については、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書において現状を維持することが適当とされ、本具体化方針(案)にもその旨記載しておりますところ、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

<p>較し)生じにくく、電波資源を共用／代替え(例:放送帯域の集約／ケーブルテレビ化等で)可能となる地域もあり、(周波数オークションの制度導入に頼る前に)他国より有利な地理的/地域条件を最大限活用しながら周波数再編を促していく。そして特に強いひっ迫状況が継続している電波帯域資源の状況を、地域毎に可能な限り適宜改善し貴重な電波の有効利用を図っていく。</p> <p>(広いエリアをカバーし使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波を再編可能なエリア毎に最大限活用していくことで、高齢化や人口低減が進む社会環境の中で地域/産業の活性化や国際競争力の強化に向けた、各地域の自治体/企業などの課題解決へ対応する無線システム等に有効利用し、他国に先駆けるような付加価値の高い無線システムの実現／普及を図る)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>○ 昨今のテレビジョン放送は、以前と比べると必要性が低くなっていて、テレビを持たない人も若年層を中心に増えていると聞きます。</p> <p>また、テレビ局によっては、多くの時間帯で通販番組ばかりやっている実態もありますので、そのようなテレビ局は「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」とは言い難いものがあります。</p> <p>従いまして、電波利用料の算定に際しては、そのテレビ局が放映している内容と国民の利用実態も鑑みるべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波利用料の料額について見直しを行う際には、従前と同様、有識者会合等のオープンなプロセスを通じて検討し、適切な算定を行ってまいります。</li> </ul>
<p>○ 次期の電波使用料の改正において、放送事業者については、現在の安価な電波使用料の維持は少なくとも直近2年以上、経営赤字となっていることなどを条件とし、経営黒字などとなっている場合は、黒字額や売上に対する黒字の割合などに応じて、使用料を最大で10倍以上にまで引き上げるべき。特に、関東広域民放テレビ局5局や近畿広域民放テレビ局4局などは、現在も高い黒字額などを維持していることから、携帯電話などと同様の高い電波使用料を請求すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も電波利用料の料額の見直しを行う際には、従前と同様、有識者会合等のオープンなプロセスを通じて検討し、適切な算定を行ってまいります。</li> </ul>
<p>○ 地上波TVの電波使用料が、その売り上げに比して、あまりに安すぎます。公共の電波なのですから、単に公的な経費を賄うという考え方ではなく、売り上げに見合った料金(例えば売り上げの5%とか)にすべきです。事実上、既存のTV会社が入札等の洗礼を受けることなく、好き放題な内容の放送をしていることも鑑みれば、現状の料金設定は早急に改善すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ なお、電波利用料の料額については、使用している周波数や無線局数等電波の利用状況に応じた算定を行っております。</li> </ul>

<p>○ 地上波TV局への割り当てる周波数を減らし、その周波数をより収益性や公共性の高い高速通信関係に割り当てられるようにした上で、電波オークションなどにより収益が国民に還元されるような仕組みを構築すべきかと思えます。その上で高速通信の通信容量の一部を用いてデジタル網経由でTVを配信するようにすれば、最終的にはどこにも損はないのではないかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・ 頂いた御意見については、本具体化方針（案）に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>
<p>○ フジテレビの今回の一連の問題は国民共有の財産である電波を安く使っている会社としては全く相応しくない。本当に怒ってます。</p> <p>それについて監督官庁である総務省は何もしないのですか？</p> <p>もう電波オークションでもして、もっとふさわしい事業者にかえた方がいいのではないですか？</p> <p>ちゃんと仕事して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・ 頂いた御意見については、本具体化方針（案）に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>